

第2部（動向編）

関東食料・農業・農村の動向

管内における特徴的な動き（トピックス）

1 米粉食品の普及・推進の取組

用途広がる米粉食品について、販売場所の拡大を図る。

米は粒食に加え、和菓子・もち・団子といった米粉を使った粉食がありますが、これら従来からの米粉食品は嗜好食的な利用にとどまり、米の食文化では「お米＝ご飯」という考え方が強い状況にあります。このような状況のなか、米の粉碎技術が進歩して、「米粉特有のもっちり・しっとりなめらかな食感」のパンや麺、ケーキなど、これまで小麦粉だけで作られていた製品へと米粉の用途が広がってきています。

米の1人当たり消費量が減少しているなかでは、主食としての粒食の復権を図ることが最も重要ですがそれと併せて、米粉を使った新食感の製品を開発し普及することは、洋風化・多様化した食生活のなかで米の消費を拡大し、自給率を向上させる大きな可能性を秘めています。米粉にはこのような可能性がある一方、米粉食品の販売場所の少なさ、米粉価格の高さが課題としてあげられます。

そこで、関東農政局では、米粉食品のさらなる普及・推進を目的に、さいたま新都心合同庁舎2号館1階食堂（西洋フード・コンパスグループ(株)さいたま新都心カフェ）で、平成18年度に3回の試験販売を実施したところ好評だったため、埼玉県米粉利用食品推進連絡会員の協力のもと、19年6月から月1回（毎月第二木曜日）の定例販売を



米粉パン



さいたま新都心合同庁舎での米粉パンの販売

開始しました。19年6月から12月までは、あんパン、メロンパン等の菓子パンを毎回500個程度、20年1月から3月までは、あんパン、カレーパン等の菓子パン、調理パンと米粉100%のトランシュ（洋菓子）を500個程度販売しました。回を重ねるごとにリピーターが増えてきており、米粉食品について、小さな取組での効果ですが認知度向上が図られました。

また、栃木県米粉食品普及推進協議会員が、20年1月から栃木県庁舎東館において、栃木県産米粉パンの製造販売を開始し、毎日完売の状態です。このほか、長野県米粉普及推進協議会が、長野県上田市役所において、19年12月に米粉パンの試験販売により大好評を博し20年1月から毎週月曜日に定期販売するなど、順次販売場所が拡大しつつあります。

「米粉食品店舗ガイド・米粉料理レシピ集」、「米粉食品の商品紹介」につきましては、関東農政局ホームページ「米粉情報」（注）をご覧ください（本文P.83参照）。

（注）<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/komekojouhou/index.html>

第2部 関東食料・農業・農村の動向

2 業者間取引への食品表示の義務付けの周知・啓発

加工食品の原料供給者間の取引への食品表示が新たに義務付けられる、
JAS法の適用拡大について説明会を実施

平成19年6月の「食肉加工業者における牛ミンチ表示偽装」事案の発生等により、一般消費者の、食品業界と食品表示に対する不信感や食品の安全性に対する不安感が高まりました。

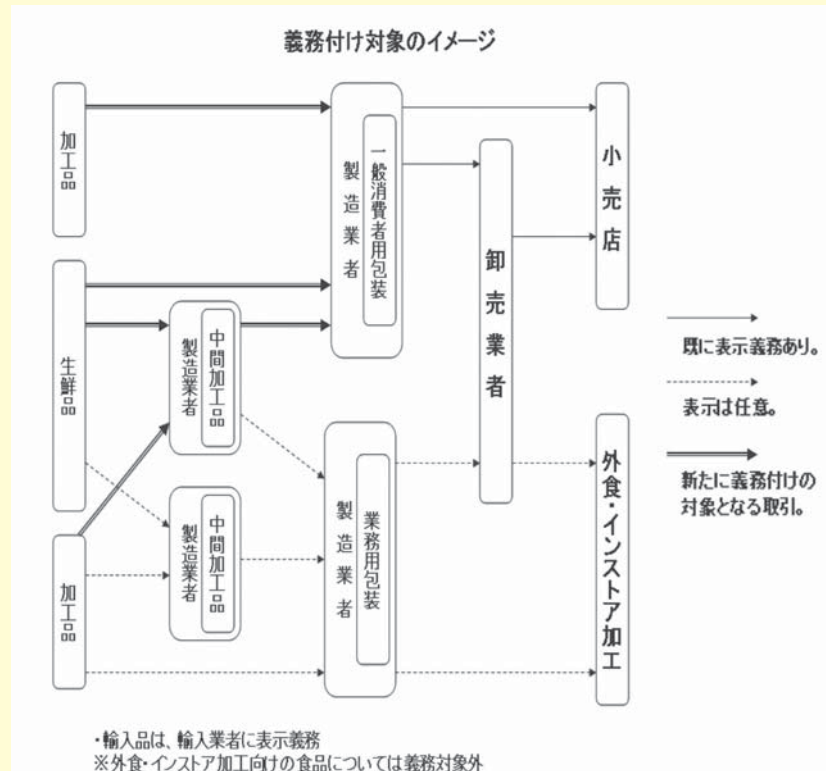
こうした状況を踏まえ、一般消費者の食品表示に対する信頼を回復・向上させるため、19年7月、農林水産省に「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」を設け、食品事業者をはじめとした加工食品の原料供給者間の取引（以下、「業者間取引」という。）について、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）による食品表示の義務化の可能性など、表示のあり方を幅広く検討することとなりました。

同検討会では、19年10月末に「JAS法の品質表示の適用範囲の拡大について」の報告書を取りまとめ、この中で、業者間取引について食品表示の義務を課し、不正表示に対する抑止力を高めることが適当との意見が示されました。

このため、農林水産省は、業者間取引へのJAS法適用に向けた検討を直ちに開始し、最終製品に正しい食品表示が行われるように、20年1月31日にJAS法に基づいた加工食品品質基準等の一部を改正し、20年4月1日から取引される加工食品の原料に表示を義務付けることとなりました。



加工食品品質表示基準等の改正説明会（20年2月7日、埼玉県）



今回の改正により、今まで同法の適用対象外となっていた食品事業者にも表示義務が課せられることから、この新制度の周知・啓発のため、19年11月から関東農政局管内の都県と食品関係団体の協力を得て、約90回の説明会を開催し、延べ約1万名の食品事業者等の参加者がありました。

関東農政局では、今後も一般消費者の食品表示に対する信頼の回復・向上に向けて、食品事業者等を対象に同制度の説明会を開催し、その周知・啓発に努めることとしています（本文P.92参照）。

3 耕作放棄地の解消に向けた取組

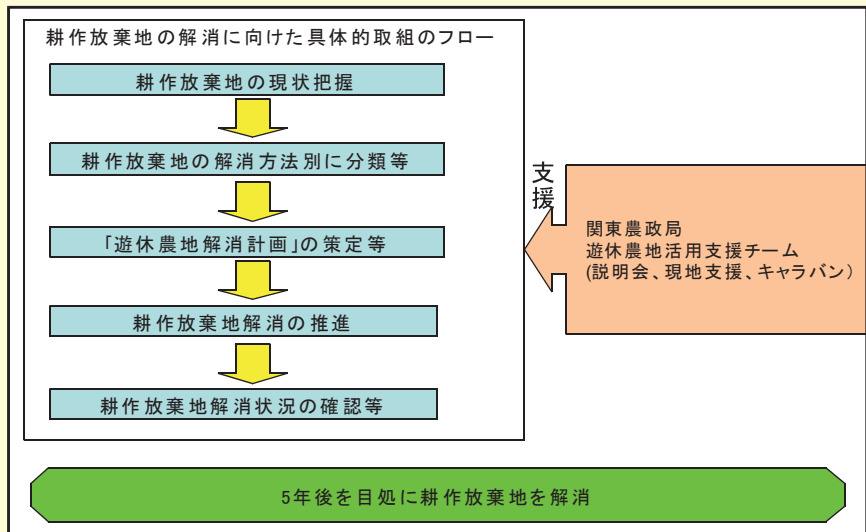
農業従事者の高齢化や減少が進むなかで、管内の耕作放棄地面積は、11万1千haと、全国38万6千haの3割を占め、管内の耕作放棄地率15.2%は、全国9.7%の1.6倍の高率となっています（17年「農林業センサス」）。また、管内では平成15～19年の過去5年間で、毎年2千haの耕作放棄地が発生しています（全国では毎年1万1千ha発生）。



桑園の耕作放棄地（群馬県）

我が国の食料自給率が39%（18年度、カロリーベース）にまで落ち込み、その向上が求められるなかで、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）では、農地改革の取りまとめで「5年程度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す」こととされました。これを踏まえ、農振農用区域内の耕作放棄地を5年間で計画的に解消するための「遊休農地解消計画」が、管内関係全市町村（400市町村）で策定されたところです。

関東農政局では、局内に「遊休農地活用支援チーム」を設け、耕作放棄地の発生要因を踏まえつつ、前述の全国的な方針にしたがって、市町村だけでなく、国、県、関係機関が一体となって耕作放棄地の解消対策の実進を進めています（本文P. 156参照）。



《遊休農地活用支援チームの主な活動概要》

○管内耕作放棄地対策関連説明会の開催

平成19年6月、都県・市町村、都県農業会議の耕作放棄地担当者を対象に、耕作放棄地の現状、発生防止・解消に向けた施策等について説明会を開催しました。

○耕作放棄地の解消に向けた現地支援

19年6月から20年1月にかけて、耕作放棄地の現状及び発生防止・解消に向けて、管内9県35市町村の現地に入り、「遊休農地解消計画」の策定等について指導・助言を行いました。

○耕作放棄地対策推進キャラバンの開催

20年1月から3月にかけて、都県・市町村の耕作放棄地担当者等を対象に、耕作放棄地の解消にかかる国の支援事業など、20年度における耕作放棄地の解消に向けた取組について説明を行いました。



栃木県での説明会の様子

第2部 関東食料・農業・農村の動向

4 農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組

「農林水産物等輸出促進関東地域協議会」を設立し、関係機関・団体が一丸となって輸出促進に取り組む。

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な日本の農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが増大し、平成16年以降、農林水産物・食品の輸出額は、毎年、10%以上の伸び率となっています。

このような状況をとらえ、農林水産省では、農林水産物・食品の輸出促進を攻めの農政の重要な柱の一つとして取り組み、内閣総理大臣所信表明演説(18年9月・第165国会)において、農林水産物・食品の輸出額を25年までに1兆円規模とする政府目標が掲げられたところです。

この目標を達成するためには、生産・流通段階、検疫、輸出相手国の制度への対応等、解決すべき様々な課題があります。これらを解決するためには、関係機関・団体等が、農林水産物・食品の輸出にかかわる情報を収集・共有し、輸出に意欲のある農業者等に対する啓発活動や情報提供を行うとともに、各自で計画する輸出関連事業や行事で積極的に連携を図り、一丸となって輸出促進に取り組む必要があります。

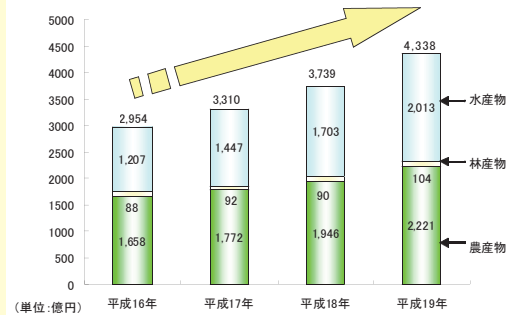


農林水産物・食品の輸出促進ロゴマーク

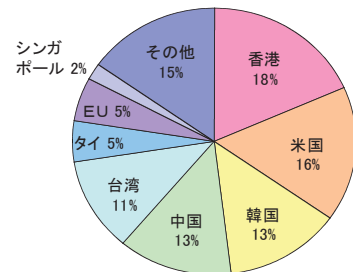
全国レベルでは、17年4月に民と官の幅広い関係者からなる「農林水産物等輸出促進全国協議会」が設立されています。今後は地域レベルでもきめ細かく上記対応をすることが重要であることから、19年9月28日に、101関係機関・団体からなる「農林水産物等輸出促進関東地域協議会」(事務局：関東農政局)が設立されました。

同協議会では、9月以降20年3月までに管内で計8回「関東地域農産物等輸出促進セミナー」を開催し、産地から輸入国までの農産物輸出の流れ、アジアにおける日本産農産物の現状と輸出可能性等について輸出取組者等による講演や、国の輸出支援措置、輸出農産物検疫の現状と課題についての情報提供を行いました。

日本の農林水産物・食品の輸出額の推移(平成16～19年)



輸出先国の分布(平成19年)



資料：いずれも財務省「財務統計」
注：アルコール飲料、たばこ、真珠を除く。



「農林水産物等輸出促進関東地域協議会」設立総会



セミナーでの説明：輸出農産物検疫について

バイヤーの輸出にける意気込みが伝わる輸出促進セミナー 味で説得力のある商懇談、大盛況の輸出産品発掘会

19年11月30日、「第一ホテル東京シーフォート」（東京都・天王洲アイル）において、「輸出オリエンテーションの会（関東ブロック）」を開催しました。当会は、(1)輸出促進セミナーと(2)輸出産品発掘会の二部構成で、農林水産物等の輸出に意欲のある生産者・食品事業者等の方が多数参加され大盛況となりました。

(1) 輸出促進セミナー

「中国上海での日本産農産物等の輸出戦略」及び「香港での日本産農産物等の輸出戦略」との題で、上海、香港のバイヤーによる講演を行いました(生産者・食品事業者等126名が参加)。講演では、高品質な日本産農産物を海外に届けたいという熱意をもたれているバイヤーから、①日本食材と現地潜在ニーズ・嗜好とマッチングした調理・商品提案と試食実演販売の実施、②現地スーパーへの納品実績のある輸入業者と組んだ販路開拓等について話がありました。



ミネラルウォーターとセットにした日本産米の販売提案



セミナー開催状況

(2) 輸出産品発掘会

22事業者（41名）が50産品を提供し、ホテルシェフの調理品の試食懇談を通じて、国内外24名の輸出促進サポーター（バイヤー・有識者）と8名の在日外国人の方から輸出可能性についてアドバイスをいただきました。バイヤー等からは「綺麗で美味しい、高品質でヘルシー」など好意的な意見を多数いただきました。

【商懇談タイム】 試食懇談と並行して出品者とバイヤー・有識者と個別商懇談を実施し、商談成立につながる話し合いが行われました（本文P.170参照）。



試食懇談



商懇談タイム

【関東農政局・輸出促進のページはこちら】

<http://www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/yusyutu/index.html>

第2部 関東食料・農業・農村の動向

5 飼料増産に向けた取組

27年度の飼料自給率35%、うち粗飼料は完全自給を目指して飼料増産を推進

管内の平成19年の飼料作物作付け面積は、4万3千haと、全国89万7千haの5%弱を占めています（19年「耕地及び作付面積統計」）。

我が国の食料自給率は39%（18年度、カロリーベース）であり、「食料・農業・農村基本計画」（17年閣議決定）において、「食料自給率の向上」が重要な政策課題として位置付けられています。飼料自給率については、15年度の23%から27年度には35%まで引き上げることを目標とし、このうち粗飼料については完全自給（100%）を目標としています。

関東農政局では、「関東地域飼料増産行動会議」を設け、関東農政局・都県・農業団体等が一体となって、毎年度の飼料増産に向けた具体的な行動計画を策定し、着実に飼料増産の取組を進めています（本文P.252参照）。

《飼料増産に向けた19年度の主な活動》

○関東地域飼料増産及び食品残さ飼料化（エコフィード）合同行動会議の開催

19年5月と20年2月に、青刈りとうもろこしや稲発酵粗飼料（稲whole crop silage。以下「稲WCS」という。）、牧草などの飼料増産及びエコフィード（食品残さの飼料化）による飼料自給率の向上を図るための行動会議を開催しました。

会議では、5月に都県行政担当者等の関係者により、19年度の行動計画と達成目標を策定し、2月に19年度の取組の検証をしました。

○関東地域飼料増産行動会議専門部会の開催

19年7月、青刈りとうもろこしと20年産稲WCSの作付け拡大、離農跡地・遊休農地等の畜産利用促進について検討しました。

○国産稲わら利用拡大等のキャラバンの開催

19年8月、千葉県下、静岡県下において、国産稲わらの利用拡大、稲わら収集や飼料作物（青刈りとうもろこし）作付け面積拡大等の現地調査を行うとともに、稲WCSや青刈りとうもろこしの栽培作付け拡大へ向けた意見交換を行いました。

○飼料増産推進モデル地域現地研修会の開催

19年10月、群馬県下において耕作放棄地を活用した肉用牛放牧及び稲WCSの収穫・調製について現地研修会を開催しました。



青刈りとうもろこしの生産ほ場



肉用牛の放牧

○細断型ロールベアラ収穫・調製等に係る実演・現地研修会の開催

19年10月、茨城県下において細断型ロールベアラ（汎用型飼料収穫機）の実演を行うとともに、稲WCSの生産調製と細断型ロールベアラの新たな開発展開等について現地研修会を開催しました。



稲発酵粗飼料（稲WCS）を食べる牛

○飼料増産推進モデル地域現地研修会の開催

19年11月、栃木県下において水田地帯における酪農経営と自走式ロールベアラによる稲わらの収集・調製技術について現地研修会を開催しました。

○飼料イネの研究と普及に関する情報交換会の開催

20年3月、飼料イネの生産・利用技術の定着と作付け拡大を目指し、情報交換会を開催しました。交換会では、研究・普及・行政の関係者を対象に、飼料イネ新品種や稲発酵粗飼料の給与技術などのマッチング技術の紹介等と技術定着に向けた意見交換をしました。

○離農跡地・遊休農地等の畜産利用を促進するための情報交換会の開催

20年3月、自給飼料増産と耕作放棄地等の解消へ向けた現状と対策、離農跡地・遊休農地等の畜産利用とその際のコントラクターの活用にかかる情報交換会を開催しました。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

6 農地・水・環境保全向上対策の推進

農業の生産基盤となる農地・農業用水等の資源は、農業の持続的発展と多面的機能の発揮を通して、農業者、地域住民・国民全体に利益をもたらす「社会共通資本」であり、地域の過疎化・高齢化・混住化等が進行するなかで、農業者以外の地域住民等の多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでその保全を図ることが必要となっています。

このため、地域における農地・水・環境と農業生産活動を一体として、その質を高めながら将来にわたり保全する「農地・水・環境保全向上対策」を、19年度から本格実施しています。本対策は、①農業者以外に地域住民等の多様な主体が参画した共同活動組織において、農地・農業用水等の資源の保全・質的向上を図る「共同活動」と、②共同活動の地域内で実施する、農業者ぐるみによる先進的な「営農活動」を総合的に支援するものです。関東農政局管内では、平成19年度、共同活動は1,477の活動組織が87,196haの取組を、営農活動は41の活動組織が45地区で922haの取組を始めました。

このうち、栃木県大田原市では、関東農政局管内で最大規模となる約4,300haで42の活動組織が取組を始めました。同市では、本対策の目的や必要性や効果等が、農村地域の活性化を目指す市農政の方向に適合するとの判断から、市民に積極的な参加の呼びかけを行っています。各組織では、地域活動指針に定める共同活動項目に対し、地域の実情に応じて支援要件を満たす活動計画をつくり、活動を行っています。また、市独自の取組として、施策の効果的な推進と各地区の取組の永続に向けて、共同活動支援交付金の対象外ですが、地区の伝統芸能や、独特の農村景観、希少な生き物など、農地・農業用水等の資源以外の各地区固有の「お宝」を明確にし、全地区でこれらの固有資源の保全や再生を共同活動の協定に盛り込むなど、多様で夢のある活動となるよう誘導を図っています。このような独自の取組は、農地・水・環境保全向上対策の目的の一つである地域の活性化により、相乗効果を生み出すものと期待されます。



大田原市長と42の共同活動組織との合同調印式

農林水産省では、本対策の施策目標の23年度までに全国の農振農用地面積のおおむね半分程度で実施することとしており、関東農政局では、20年度以降の新規地区の掘り起こしを積極的に図っています（本文P.306参照）。

42の活動組織のうちの3組織の活動（栃木県大田原市）



地域の固有資源である湧水から流れる水路の泥上げ

桜木沢・サイプレス環境保全会



水路の分水堰をふとん籠^{かご}により改修

あらい自然環境保全会



地域の固有資源であるザゼンソウ群生地を小学校と連携し清掃

北金丸ふるさと環境保全会